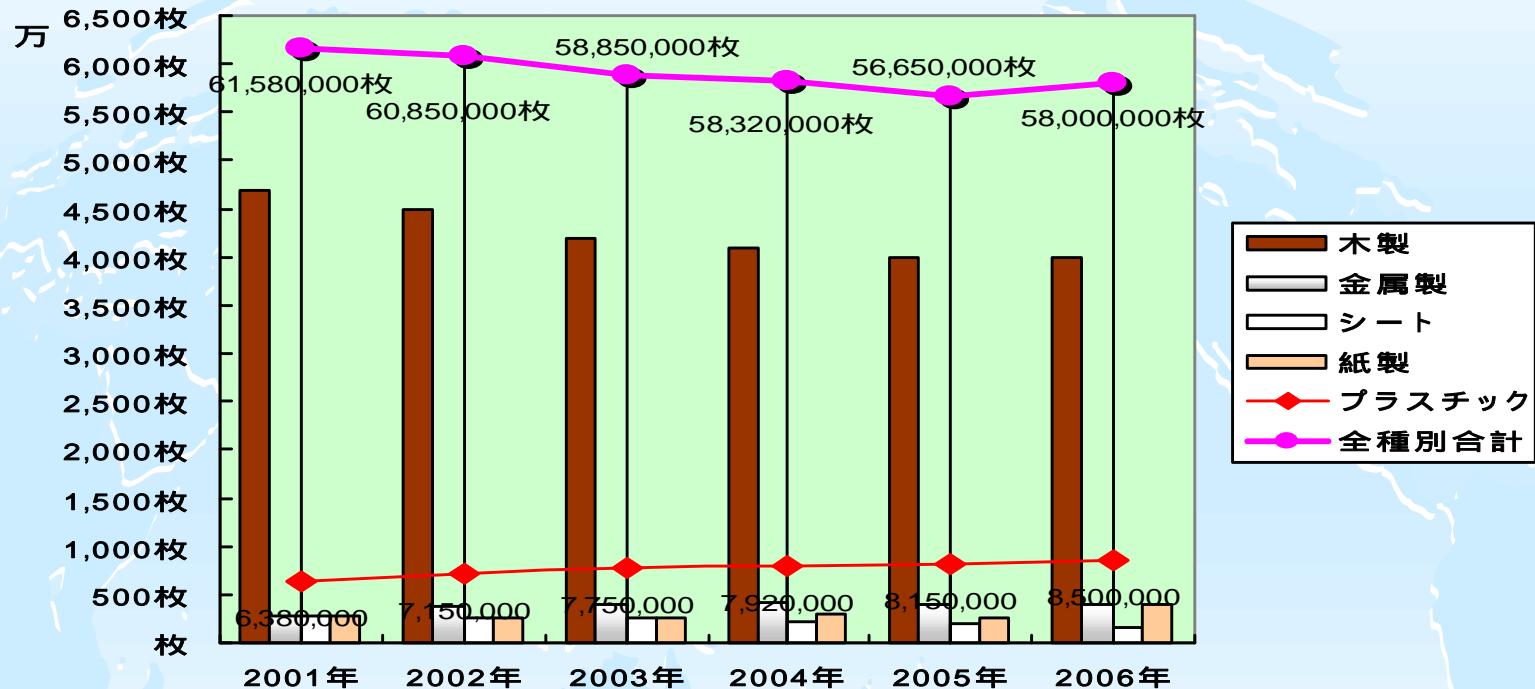


## 最終利用製品の状況（パレット）

プラスチックパレットは年間1割程度の成長



2002年3月、国際植物防疫条約第4回植物検疫措置に関する暫定委員会において、植物検疫措置に関する国際基準No. 15「国際貿易における木材こん包材の規制のためのガイドライン」が採択。規制導入国へ輸出する木製梱包材には熱処理もしくは臭化メチル燻蒸を行うことが求められる。

## その他最終利用製品の状況（その他）

### 最終利用製品(ウッドデッキ)



P P・P E

ボード(建築資材)

園芸用品

コンパウンド化

ハンガー

パレット

P S

面木(建築資材)

ウッドデッキなど身近な製品への利用も拡大

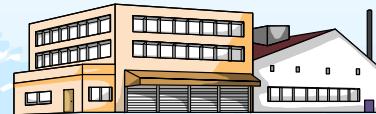
## 残渣の有効利用状況

選別残渣:70% ~ 80%

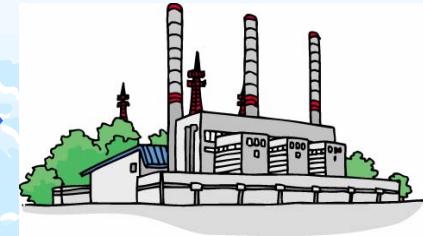
洗浄残渣:30% ~ 20%



福井環境事業(株)



RPF工場



RPF

6,500-7,000kcal  
灰化率2~3%

### 【RPF工場の取り組み】

- ・残渣は乾式洗浄後、カロリー調整の為、纖維くず、木くず、紙くずと混合して燃料化される

残渣はRPF化されて、製紙工場等で燃料利用される

日本製紙連合会においては化石エネルギー原単位を2010年までに1990年比13%削減の目標。

## 再商品化における課題と将来性

### 付加価値の向上

- 現在のPP・PEの混合ペレットは混合比が安定しない為、最終利用製品化の市場が広がらない。PPリッチ材、PEリッチ材を提供できるようにライン構成の改善を計画中
- 高品質の製品(ペレット)を提供すれば家電製品、自動車関連、日用品など広い分野で使用される可能性がある。

## 再商品化検討会への要望

1

資源の有効利用、資源循環の鉾上から「材料リサイクル」実現

2

輸送費の削減の為、圧縮梱包の実現の徹底

3

品質の安定の為、全国統一の収集方法の徹底